

大学図書館サービスと著作権（発表要旨）

土屋 俊
（千葉大学）

*はじめに

大学図書館は、図書館としての社会的責任を負うばかりではなく、高等教育と学術研究とを主たる目的とする大学が、その役割を十全に果たすべく求められている。この認識を踏まえ、この報告では、大学における大学図書館の機能からみた著作権問題の諸相について地図的な理解を示し、日本大学の図書館における古典的な著作権問題への取組みである著作権法 31 条の図書館等における複製をめぐるふたつの問題を検討する。すなわち、「セルフ式コピー機」問題と「複製物提供方法」問題である。次に、大学図書館における「電子化」の状況を概観して、そこに生じる著作権上の問題と解決について概観する。

*大学における大学図書館の機能からみた著作権問題の諸相

すでに述べたように大学には、高等教育機関としての社会的役割と、研究機関としての社会的役割が共存する。したがって、大学図書館にもおのずから相応するすくなくとも 2 種類の役割が存在することになる。

第一の学習図書館的機能は、図書館が学生の勉学の場所（閲覧席）であると同時に、溜まり場・休息の場所、レファレンス（参考調査）、貸し出しなどのサービスが中心となるが、学習（広い意味の調査研究）のために著作物の複製をつくる業務が存在することになる。しかし、設置者の種類を問うことなく、現在の財政、人員事情から、そのような複製は図書館員ではなく利用者自身に行なわせることが通例となっでている。しかし、このような事態は、法 31 条が想定している事態とは異なるので、現行法のもとで、どのように対応すべきであるかの議論が必要となる。

第二の研究図書館的機能に関してもまた、同様の状況がみられる。一つの図書館がその本来の利用者の需要のすべてに応える蔵書構成を実現することが困

この方針で対応するという提案を行なった。そのうち、協力委員会および国大図協では、関係諸方面との協議のうえ、「ガイドライン」という表現を避け「実務要項」とすること、また、コイン式コピー機問題に焦点を絞ると、ファックス利用については別途扱うという修正を経て、平成11年3月センターに対し、大学図書館における著作権法を遵守した複製について、啓発普及と、コイン式コピー機の運用方法とについて大学図書館における取り組み方を述べる「実務要項 A」を案として提示した。これに対して、日本複写権センターからは、平成12年2月に、文の訂正を主とする回答を得ることになるが、その期間に、国大図協、私立大学図書館協会、公立大学的協議会の承認手続きを行ない、大学図書館全体の取組みとして了解されることとなった。

平成12年2月のセンターからの回答への対応を検討するなかで、平成13年にいたり、協力委員会では、平成10年度から取り組んできたセンターとの交渉の新局面をさらに発展させることとした。すなわち、平成11年3月に協力委員会から提示した誓約書つき申込方式とでもいうべき「実務要項 A (案)」によるコイン式コピー機の運用を前提として、センターとの間に事務レベルでの交渉を行うことを平成13年6月に提案することとともに、大学図書館側における著作権思想普及活動の展開と、センターとの将来的な契約を視野に入れた検討事項を明示した。とくに、この著作権思想普及活動の展開の一環として、日本図書館協会と協力して、図書館における複製について著作権法が定めるところを周知するためのポスターを作成し、ほぼすべての大学図書館に配布した。また、大学図書館における著作権の扱いに関し、図書館員および利用者から頻りに出される疑問点への定型的回答を中心として、『大学図書館著作権 Q & A』を編集して、平成14年2月にウェブに掲載した。

大学図書館側とセンターとの間の交渉は遅々とした歩みであったが、進展し、現在では、法31条の大学図書館における運用について、コイン式コピー機の利用を中心として具体的相互了解が得られつつある。たとえば、大学における「図書館その他の施設」の範囲を具体的に確定し、合意に至っている。また、

定期刊行物の掲載の記事を、論文の全体的な内容を無報酬無許諾
で複製する期間の経過を考慮し、著作権者から「複製期間の経過を考慮し、著作権者から無報酬無許諾
」と、おける検討を加えて、複製物の提供方法を検討する。

* 図書館間協力における複製物の提供方法

情報通信技術の急速な発展が情報流通の形態を大きく変え、著作権分野における認識の重要性を高め、著作権者の権利を侵害する行為を抑制し、著作権者の権利を保護する必要がある。平成12年度9月に開催された「著作権者の権利保護に関する調査報告書」によると、著作権者の権利を侵害する行為は増加傾向にある。著作権者の権利を保護するためには、著作権者の権利を侵害する行為を抑制し、著作権者の権利を保護する必要がある。平成12年度9月に開催された「著作権者の権利保護に関する調査報告書」によると、著作権者の権利を侵害する行為は増加傾向にある。著作権者の権利を保護するためには、著作権者の権利を侵害する行為を抑制し、著作権者の権利を保護する必要がある。平成12年度9月に開催された「著作権者の権利保護に関する調査報告書」によると、著作権者の権利を侵害する行為は増加傾向にある。著作権者の権利を保護するためには、著作権者の権利を侵害する行為を抑制し、著作権者の権利を保護する必要がある。

実際、大学図書館における図書館間協力、すなわち
より具体的には文献複製サービスは、もはや一館ご
とではそれぞれのカンパスにおける利用者の需要
を満たすことができなくなっている。海外学術雑誌
予約購読状況を補充するものとして、きわめて重要
な役割を担うようになってきている。その件数は、
NACSIS-ILLシステムを利用するもので約100万件
にのぼっている。しかし、この業務は、労働集約性
の高いものであり（雑誌を図書館・研究室の書架か
らもってきて、複製をつくり、封筒づめして、発送し、

NACSIS-ILL システムに入力する)、その一部でも現代技術の活用によって軽減することができないかという問題であった。欧米の大学図書館では、この郵送に代えて、ファックスあるいはインターネット転送システムの利用が一般的であり、著作権者の権利を侵害しない運用のためのガイドライン(中間生成物の破棄など)を遵守して利用がはかられている。

このような状況において、文部省における上述の報告を受けて、文化庁で平成12年10月から著作権分科審議会(平成13年1月からは文化審議会著作権分科会)の下に、「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」を設置して、具体的な問題点の検討を行うこととしたところから、この問題について、公共図書館とも連携をとって取り組むこととなった。このワーキング・グループにおける図書館側から「学術振興などの観点から、利用者の依頼に応じて作成した複製物を依頼した利用者に提供するために、ファックス送信、インターネット利用した画像転送などの手段を無許諾無報酬で利用するために、権利者の公衆送信権を制限するようにしてほしい」という要望事項を提起した。

この要望事項について、権利者側は、複写物(つまり、音楽ではなく)にかぎられ、かつ、画像イメージの転送にとどまる場合には容認可能であるという意見も表明され、それが報告書に反映されることになった。このことは、ILLそのものの適法性を問題にした昭和59年の報告書の認識から一步踏み出した立場を権利者がとるようになったと理解することができる。とくに、大学図書館における図書館間協力についての理解はかなりの範囲で共有されている。とくに、現在、大学図書館間においては90%以上が、学術雑誌掲載の論文であり、さらにその90%以上が自然科学系の雑誌論文であるだけでなく、そのうち、約8割が海外雑誌論文であることから、要望の緊急性が理解されたといえる。この要望のあつかいは、現在、当事者間の中で検討されている。

* 電子的著作物の普及と大学図書館における著作権問題

日本の大学図書館における電子図書館化は、諸外国に較べて5年遅れていると言って過言ではない。こ

権が能、書の「イすいナシの当然こ
作との機、この「イすいナシの当然こ
著この機、この「イすいナシの当然こ
るう館議電し、かつた。と電子ジャーナル
け言書建電しかおけた。と電子ジャーナル
おと図がけし日本であら電子ジャーナル
に子会おし日本であら電子ジャーナル
代い電議に。本でも電で電子ジャーナル
時「審議館あも日でも電で電子ジャーナル
のせに術書でくも日でも電で電子ジャーナル
化さ年学図事しうべき年でも電で電子ジャーナル
電子乱8省学図事しうべき年でも電で電子ジャーナル
電混成部大は奇もい誰で経リソースに
のを平文とはでもい誰で経リソースに
情報に、旧として(1996年)なら
術の「か」をた(1996年)なら
学てし「か」をた(1996年)なら
が、いた強か推進8年(2002年)なら
とに。・強か推進8年(2002年)なら
この充をき推進8年(2002年)なら
のき充をき推進8年(2002年)なら
問題の拡充をき推進8年(2002年)なら

電子図書館の古典的イメージのひとは、ペーパー
レスの印刷された紙を「電子化」するとは許諾を必要と
は、印刷された紙を「電子化」するとは許諾を必要と
ある。しかるに、この電子化の余地はない。このよう
状況で、奈良先端科学技術大学院大学では、平成7
年かから出版者等と交渉して(有償あるいは無償で)許
諾を得て、外国雑誌等のイメージを電子化して学内
利用に供し、高価な研究環境を創出するモデルケー
スとして高い評価を得た。この研究環境を創出するモ
上述したように電子ジャーナル化の進展は、2000年
段階において主要商業出版者の90%以上のタイトル
あり、同大学の試みは、その歴史的使命を終え、え
次の段階への発展が期待されるに至る。

らとに、に契通
めこ権たのた
認めない場合と
認著作場とれ
でな著。る学ら
約れ、いす大め
契らはなと定
のめではう者で
そ認り地よ究こ
。、限余し研そ
る。のる信の、と
なありのす発内りこ
にであこす発内りこ
と用。動が学大で
と利あが大で礎わ
こ利あが大で礎わ
る。のる信の、と
めれ用法をし基扱
決さ利的情との取
り許い一般の原べ
取はな一産の原べ
をとれの生も、す
価こさて内て係著
対る許い学い関に
びれはつ大つ約り

すな明そか定
反と簡おに限
に一般的。体イに
想一般よう。媒ど
予一をろ刷けな
、が題あ印お化
は約問でるに子
化契るるすIL電
電子私かに残、IL電
のなかと、残、IL電
館的このは、え、ジ
書館的このは、え、ジ
図個別権く「番」とイ
学、個別権く「番」とイ
大が、著して出、たの
、いて、の「法、資
になつたの「法、資
うれよな権法的や
よしに晰作電子送考
のもしに晰作電子送考
上かこつ明著るネット
以るかこつ明著るネット